

3 諮問機関

区市町村	諮問機関・懇談会	設置日	根 拠	設置目的	構成員・団体
千 代 田 区	千代田区男女平等推進区民会議	H12.5.1	要綱	男女共同参画社会実現のため	学識経験者4名、職域及び関係団体9名、公募区民2名
中 央 区	中央区男女共同参画推進委員会	H15.10.31	要綱	中央区男女共同参画行動計画の改定に関する事。また、計画の進捗状況の点検及び評価に関する事。	20名以内(学識経験者3人以内、女性団体5人以内、各種団体5人以内、公募区民3人以内、行政職員4人以内)
港 区	港区男女平等参画推進会議	H16.4.1	条例	男女平等参画の推進を図る	学識経験者3名、男女平等参画関係団体6名、公募区民5名 計14名
新 宿 区	新宿区男女共同参画推進会議	H16.7.15	条例	男女共同参画推進計画の実施状況を継続的に点検し、男女共同参画の推進に関する施策の方向性について検討	学識経験者3、区内関係団体5、区内事業者4、公募区民3
文 京 区	文京区男女平等参画推進会議	S54.8.1	条例	男女平等参画社会の実現	学識経験者4、区内関係団体等の構成員8、公募区民4、有識者1
台 東 区	「はばたきプラン21」推進会議	H6.7.1	条例	区における男女平等の推進	学識経験者2、男女平等推進プラザ運営委員2、職域及び関係団体8、公募区民3
墨 田 区	墨田区男女共同参画推進委員会	H18.4.1	条例	男女共同参画施策を推進するため。	学識経験者3、区民団体等9、公募区民2 計14
	すみだ女性センター運営委員会	H2.12.1	条例	女性センターの運営に利用者の意見を反映させるため。	学識経験者、利用者、団体代表等委員10(区民) 区職員3
江 東 区	江東区男女共同参画審議会	H16.10.29	条例	男女共同参画行動計画の推進に関する提言、男女共同参画施策に関する調査、審議	学識経験者3、区民団体等7、区民公募5 計15
品 川 区	品川区行動計画推進会議	S56.6	要綱	区民の協力と理解による行動計画の推進	学識経験者3、公募区民9 計12
目 黒 区	目黒区男女平等・共同参画審議会	H14.5.15	条例	男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するための施策を推進するため	学識経験者、団体推薦委員、区民公募委員 計15名
大 田 区	大田区男女共同参画推進区民会議	H9.2.26	要綱	プランの課題解決に向け実現方策への検討を行う	学識経験者1、団体推薦委員10、公募委員4
世 田 谷 区	—	—	—	—	—
渋谷区	渋谷区男女平等・多様性社会推進会議	H27.4.20	条例	男女平等と多様性を尊重する社会の推進について調査し審議する	男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関し優れた識見を有する者、区長が委嘱する委員12人以内
中 野 区	—	—	—	—	—
杉 並 区	杉並区男女共同参画推進区民懇談会	H11.8.1	要綱	男女共同参画関係施策について区民の意見を集約するため	16(学経2、地域団体等推薦7、公募区民7)
豊 島 区	豊島区男女共同参画推進会議	H15.4.1	条例	男女共同参画の推進を図る	議員4、学識経験者4、区民・団体7(内公募2)
北 区	北区男女共同参画審議会	H18.10.1	条例	アゼリアプランの策定や変更、男女共同参画施策の推進	20名(学識経験者4、関係団体代表7、公募区民3、区議会議員2、関係行政機関・区職員4)
荒 川 区	荒川区男女共同参画社会推進区民会議	H23.11.1	要綱	男女共同参画社会推進計画に係る施策を推進し、男女共同参画の一層の充実を図るため	17人(学識経験者1、区民・団体等12・区職員4)
板 橋 区	板橋区男女平等参画審議会	H15.4.1	条例	男女平等参画社会の形成を推進するため	15名以内(学識経験者、関係団体構成員、公募区民)
練 馬 区	練馬区男女共同参画推進懇談会	S57.4.1	要綱	男女共同参画施策への区民意見反映のため	学識経験者4名、団体推薦8名、一般公募8名程度

3 諮問機関

区市町村	諮問機関・懇談会	設置日	根 拠	設置目的	構成員・団体
足 立 区	足立区男女共同参画推進委員会	H15.4.1	足立区男女共同参画社会推進条例	行動計画策定のため調査・審議を行う。男女共同参画に関する事業の進捗状況をチェックし、区長に対して意見を述べる。	区民公募2名、学識経験者3名、区民団体の代表者8名
葛 飾 区	葛飾区男女平等推進審議会	H16.4.1	条例	男女平等推進社会実現のため	公募区民4人、区内関係団体を代表する者8人、学識経験者3人、区長が必要と認める者2人
江 戸 川 区	—	—	—	—	—
八 王 子 市	八王子市男女共同参画施策推進会議	H16.9.1	要綱	八王子市における男女共同参画に関する総合的な施策の推進にあたり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため	地域、労政、教育などの学識を有する者6名、公募市民4名
立 川 市	立川市男女平等参画推進審議会	S63.4.1	立川市男女平等参画基本条例	推進計画及び男女平等参画施策について、市長の諮問に応じ調査審議するため	委員12(学識経験者3、関係市民団体代表5、公募市民4)
武 蔵 野 市	武蔵野市男女平等推進審議会	H29.4.1	武蔵野市男女平等の推進に関する条例	男女平等の推進について調査し、及び審議するため	委員10名(学識経験者や公募市民など)
三 鷹 市	三鷹市男女平等参画審議会	H18.4.1	三鷹市男女平等参画条例	男女平等参画社会実現のため	委員14(学識経験者2、関係団体の構成員4、公的機関の職員2、市民6)
青 梅 市	青梅市男女平等推進計画懇談会	H23.11.1	要綱	男女平等推進計画の策定および推進に関し必要な事項について、市民等の意見を反映させるため	委員5(学識経験者1、民間団体の代表者2、公募委員2)
府 中 市	府中市男女共同参画推進協議会	H27.4.1	府中市附属機関の設置等に関する条例	男女共同参画のまちづくりに市民の意見を反映させるため	委員12(学識経験者4、団体代表5、公募市民3)
昭 島 市	昭島市男女共同参画推進委員会	H10.4.30	昭島市男女共同参画推進委員会要綱	昭島市における男女共同参画にかかる施策を推進するため	学識経験者4、公募市民4
調 布 市	調布市男女共同参画推進センター運営委員会	H17.7	要綱	調布市における男女共同参画社会の実現に向けた施策推進のため、外部の視点からの意見又は助言を求めるため	有識者4人、関連団体推薦3人、公募市民2人、市職員1人、調布市男女共同参画推進センターコーディネーター1人
町 田 市	町田市男女平等参画協議会	H14.6.1	要綱	男女平等参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進	学識経験者5、団体推薦2、公募市民3
小 金 井 市	小金井市男女平等推進審議会	H15.10.24	条例	男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進する	学識経験者5人以内、公募市民5人以内
小 平 市	小平市男女共同参画推進審議会	H21.10.1	小平市男女共同参画推進条例	小平市男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため	市民4人以内、学識経験者4人以内、事業者又は団体の代表2人以内 計10人以内
日 野 市	日野市男女平等推進委員会	H14.4.1	日野市男女平等基本条例	男女平等社会実現に向け基本的かつ総合的な施策及び重要事項の調査検討を行う	学識経験者4、公募市民4、関係団体代表者2
東 村 山 市	東村山市男女共同参画推進審議会	H18.7.1	条例	東村山市男女共同参画基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議するため	学識経験者2、事業者等関係団体の推薦する者5、公募市民3
国 分 寺 市	国分寺市男女平等推進委員会	H12.4.1	国分寺市男女平等推進条例	男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため	関係団体代表者4、公募市民3、学識経験者3 計10
国 立 市	国立市男女平等推進市民委員会	S61.4.1	条例	男女平等推進の施策形成について協議し、その充実に資するため	委員10人(公募市民5人、学識経験者5人)
福 生 市	—	—	—	—	—
狛 江 市	狛江市男女共同参画推進委員会	H23.5.30	条例	男女共同参画に係る計画の推進、男女共同参画社会の実現に関することについて、調査審議するため	有識者1名、公募市民9名

3 諮問機関

区市町村	諮問機関・懇談会	設置日	根 拠	設置目的	構成員・団体
東 大 和 市	東大和市男女共同参画推進審議会	H17.3.31	条例	男女共同参画推進計画の策定及び年次報告書の作成、その他男女共同参画施策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため	学識経験者4名、事業者2名、公募市民8名、計14名以内
清 瀬 市	清瀬市男女平等推進委員会	H18.7.1	条例	男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため	識見者2名以内、一般公募予定6名以内、関係機関に属する者4名以内
東 久 留 米 市	東久留米市男女平等推進市民会議	H8.12.25	条例	男女平等推進プランが目指す男女共同参画社会実現のための課題解決	学識経験者2名、関係行政機関推薦者2名、市職員で市長が推薦する者2名以内、公募市民4名以内
武 蔵 村 山 市	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会	H12.4.1	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会設置要綱	男女共同参画社会の実現をめざし、武蔵村山市男女共同参画計画の効果的な推進と市民の参画を促進するため。	委員10人(有識者1人、団体推薦3人、公募市民6人)
多 摩 市	多摩市男女平等参画推進審議会	H26.1.1	多摩市女と男の平等参画を推進する条例	多摩市女と男がともに生きる行動計画の策定・変更の検討、行動計画の実施内容・進捗状況の評価等を行う。	委員8人(学識経験者6人、公募市民2人)
稲 城 市	稲城市男女共同参画計画推進協議会	H18.4.1	稲城市男女共同参画計画推進協議会設置要綱	男女共同参画社会の実現をめざし、稲城市男女共同参画計画に基づく施策の推進を図る。	学識経験者3、市民7(10名以内)
羽 村 市	羽村市男女共同参画推進会議	H11.12.13	羽村市男女共同参画推進条例	男女共同参画施策に関する基本的・重要な事項及び充実・推進に関する事項を調査・検討し、市長に報告・提言する。	知識経験者、関係団体の構成員、市民公募委員、その他市長が必要と認める者で15人以内
あ き る 野 市	あきる野市男女共同参画推進市民会議	H11.2.22	要綱	男女共同参画計画を市民と協働し、円滑に推進するため	委員10人以内(市の区域内に住所を有する者又は勤務するもの。うち3人以内は公募可)
西 東 京 市	西東京市男女平等参画推進委員会	H14.3.29	西東京市男女平等参画推進委員会条例	男女平等参画のあり方を検討し、男女平等参画社会の形成に寄与するため。	学識経験者6人以内、市内関係団体の代表4人以内、公募市民5人以内
瑞 穂 町	瑞穂町男女共同参画社会推進委員会	H15.11.5	要綱	男女共同参画に係る施策の推進に関する提案、助言。行動計画の進捗よく状況管理をする。	町長の指名する者(各種団体関係者)5名、公募2名
日 の 出 町	—	—	—	—	—
檜 原 村	—	—	—	—	—
奥 多 摩 町	—	—	—	—	—
大 島 町	—	—	—	—	—
利 島 村	—	—	—	—	—
新 島 村	—	—	—	—	—
神 津 島 村	—	—	—	—	—
三 宅 村	—	—	—	—	—
御 蔵 島 村	—	—	—	—	—

3 諮問機関

区市町村	諮問機関・懇談会	設置日	根 拠	設置目的	構成員・団体
八 丈 町	—	—	—	—	—
青 ケ 島 村	—	—	—	—	—
小 笠 原 村	—	—	—	—	—

東 京 都	東京都男女平等参画審議会(第5期)	H18.5.15	条例	行動計画、男女平等参画に関する重要事項を調査審議する	学識経験者、都議会議員、関係団体から知事が委嘱する委員27名
-------	-------------------	----------	----	----------------------------	--------------------------------